

「APOPLUS 登販ナビダイレクト」サービス利用契約約款

表記申込者（以下「甲」という）と、アポプラスキャリア株式会社（以下「乙」という）は、乙のサービスである「APOPLUS 登販ナビダイレクト」（以下「本サービス」という）の利用に関し以下の通り契約(以下「本契約」という)を締結します。

第1条（定義）

1. 甲とは、次の各号に該当するものとします。
 - (1) 本契約およびプライバシーポリシーの内容をすべて承諾した者
 - (2) 乙に対し、本サービスへの利用を申し込み、乙がこれを承認し、本サービスを利用するためのIDおよびパスワード（以下「個人認証情報」という）を乙より発行された者
 - (3) 求人を行う法人、個人事業主、その他の団体
2. 求職者とは、本サービスを利用して、求職活動を行う個人をいいます。
3. 採用決定とは、採用選考した結果、甲が求職者の採用を決定したことをいいます。
4. 入社とは、前項において甲が採用決定した求職者について、雇用形態や業務委託契約、有期雇用や無期雇用、就業形態等の如何を問わず、当該求職者が甲において業務遂行（研修・オリエンテーション・導入教育等を含む）の開始に至ったことをいいます。
5. 退社とは、前項において甲へ入社した求職者が、退職に至ったことをいいます。
6. 正社員とは、フルタイム勤務を行う無期雇用の労働者のことをいいます。尚、育児・介護休業法に基づく短時間勤務や、その他会社が認める短時間正社員制度による短時間勤務者を正社員に含むものとします。
7. 契約社員とは、フルタイム勤務を行う有期雇用の労働者のことをいいます。尚、育児・介護休業法に基づく短時間勤務や、その他会社が認める短時間制度による短時間勤務者を契約社員に含むものとします。
8. パート・アルバイトとは、有期雇用・無期雇用を問わない、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者のことをいいます。
9. 業務委託(代理店・フランチャイズを含む)とは、甲が求職者へ業務を委託し、求職者がその業務を受託した契約関係をいいます。尚、民法上の請負・委任・準委任のいずれかを問わないものとします。尚、本契約における「入社」、「採用決定」、「退社」等の用語の解釈は、業務委託について適宜読み替えて適用するものとします。
10. 求人掲載承認とは、甲が作成した求人に対して、乙が必要箇所の入力不備等の確認を行い、掲載の承認を行うことをいいます。なお、甲が作成した求人に対し、第12条（求人情報掲載基準）、第13条（募集条件表示基準）、第14条（掲載明示項目）、第15条（記載明示促進項目）の内容について、乙が保証および責任を負うものではないものと

します。

11. 広告掲載型契約とは、申込書記載のライトプランまたはベーシックプラン、もしくはプレミアムプランの甲による乙への申込により締結された本契約のことをいいます。
12. 採用課金型契約とは、申込書記載の成果報酬プランの甲による乙への申込により締結された本契約のことをいいます。

第2条（本サービスの利用）

1. 本契約に基づき甲は本サービスを利用するものとし、乙は甲に対し本サービスを提供するものとしします。
2. 本契約に基づく本サービス利用に係る概要（サービス内容、利用開始日、求人掲載数、利用料）は申込書記載の通りとします。
3. 甲および乙は、甲の本サービスの初回求人公開日に向け、必要となる求人掲載、求人掲載承認等のスケジュールについて協議の上定め、これを相互に実行するものとしします。

第3条（契約の変更）

1. 乙は、事前の通告および甲の承諾を得ることなく、本契約を変更することができるものとし、本契約が変更された場合は、本サービスの利用条件は、変更後の最新の本契約によるものとしします。
2. 甲は、本サービスを利用する際に、常に乙のコーポレートサイト上に掲載されている最新の本契約を確認するものとしします。

第4条（本サービス利用の責任）

1. 甲は、自らの意思および責任において、本サービスを利用し、利用にかかわるすべての責任を負うものとしします。
2. 甲は、乙から発行された個人認証情報を自己の責任において管理するものとし、個人認証情報の第三者による使用、譲渡、貸与、名義変更等はできないものとし、甲本人のみが使用できるものとしします。
3. 甲は、自己の個人認証情報が漏洩、盗難などにより、第三者の不正使用等で甲または第三者に損害が生じた場合においても、甲の故意過失にかかわらず、乙は、何らの責任を負わず、当該甲の費用と責任において対処するものとしします。
4. 甲は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての設備を準備し、本サービスが利用可能な状態に置くものとしします。また、その接続などの機能および品質について、乙は一切の保証をしないものとしします。
5. 甲は、自己の責任および費用負担をもって、インターネットにより本サービスに接続するものとしします。
6. 甲は、本サービスの利用により、乙または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責

任と費用をもって損害を賠償するものとします。

7. 本サービスの契約期間を超えて本サービスの利用は行えなくなります。ただし、契約期間終了後2ヵ月間は、既に選考中の求職者との連絡を目的として、本サービスにおける掲載企業管理者ページを甲が利用できるものとします。また、その期間中に限り、個人認証情報は継続して有効とするものとします。

8. 契約期間終了後の本サービスへの掲載求人および求職者との対応履歴が、契約期間終了日より2ヵ月経過後に削除されることについて甲は同意します。これによる損害が甲に生じた場合について、乙は一切の責任を負わないものとします。ただし、契約期間終了前に契約を延長した場合は、次の契約期間終了日より2ヵ月経過後まで削除されずに延長されるものとします。

第5条（契約期間と契約プラン変更）

1. 広告掲載型契約の契約期間は2ヵ月間とします。ただし、最初の利用開始時に限り、甲が申込書に記載した初回求人公開日を契約開始日とし、初回求人公開日が属する月の翌月末までを契約期間とします。

2. 広告掲載型契約において、契約期間中のプレミアムプランからベーシックプラン・ライトプランへの変更、またはベーシックプランからライトプランへの変更はできないものとする。ただし、ライトプランからベーシックプラン・プレミアムプランへの変更、またはベーシックプランからプレミアムプランへの変更に限り、甲による乙への申込が受理された翌日より、プラン変更の差額分を乙へ支払う事で契約期間中のプラン変更を可能とします。

3. 甲は、広告掲載型契約において、中途解約することができないものとします。

4. 採用課金型契約における契約期間は、契約日から6ヶ月間とします。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面または電子メールによる契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き6ヵ月更新されたものとし、以後も同様とします。

5. 本契約の終了にかかわらず、本条、第9条（内定・入社・不採用の報告義務）、第10条（違約金）、第11条（継続勤務支援金）、第23条（損害賠償）、および第26条（準拠法および合意管轄）の規定は引き続き有効とします。

第6条（本サービスの利用料）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、申込書記載の金額を乙に支払うものとします。尚、キャンペーン料金が適用される場合においては、キャンペーン料金を優先するものとします。

2. 乙は、申込書記載の本サービス利用料を随時変更できるものとします。広告掲載型契約における利用料変更後の利用料(以下、変更後の利用料を「新利用料」、変更前の利用料を「旧利用料」という)の甲への適用は、契約期間中は旧利用料を適用し、契約期間更新後に新利用料を適用するものとします。採用課金型契約における新利用料の甲への適用は料金変更

月の翌月より適用するものとします。

3. 広告掲載型契約における本サービス料金発生日は、初回求人公開日となります。初回の求人公開日の属する月の本サービス料金は、申込書記載の利用料日割料金を掲載日数を乗じた金額となります。

4. 採用課金型契約における本サービス料金は、料金表記載の属性による料金を入社した求職者毎に個別に発生、計算するものとし、求職者毎の入社日を料金発生日とします。なお、契約期間中にスカウトや求人応募、その他本サービスにより接触した求職者(選考後の不採用者を含む)を、甲と乙の契約期間終了日より365日以内に、甲が採用し入社に至った場合は、その時点で、甲に採用課金型契約における料金の乙への支払い義務が発生するものとします。また、甲は、乙への支払い義務が発生した日の属する月の月末までにその事実を乙へ書面または電子メールで報告しなければならないものとします。

5. 前項における求職者の入社は、当該求職者が本サイトより甲へ応募した日以降について、当該求職者の甲への直接応募、他の求人情報、ならびに無料有料を問わない職業紹介事業者、または甲従業員もしくは甲役員からの紹介、その他の手段にかかわらず、当該求職者が甲への応募し、入社した場合は、本サービスにおける求職者の応募による結果とみなし、甲は乙に対する本サイト利用料の支払いを免れないことについて同意するものとします。

6. 甲は、パート・アルバイト、業務委託のいずれかの雇用形態にて甲へ入社した求職者において、当該求職者の入社日より365日以内に、正社員または契約社員へ登用した場合、雇用形態が変更した日の属する月の月末までに乙へ報告をし、採用課金型契約の料金表の属性に基づき、正社員・契約社員入社時の料金より、パート・アルバイト、業務委託の料金を差し引いた金額を乙へ支払うものとします。

7. 甲は、本サービスにおける有償オプションを利用する場合、申込書により乙へ申込み、乙が承諾し、通知した日より有償オプションの利用が可能となり、同日より有償オプション料金が発生するものとします。

第7条 (利用料の支払い)

1. 甲は、広告掲載型契約において、本サービス利用開始月およびその翌月の本サービス利用料を、本サービス利用料発生日の翌月末日(金融機関休業の場合、前営業日)までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことで支払うものとします。尚、消費税および振込手数料は甲の負担とします。

2. 甲は、採用課金型契約において、料金表記載の属性による求職者毎に入社実績を集計し、入社月の月末にて締めることで、当該月の本サービス利用料を確定させるものとします。

3. 前項の本サービス利用料について、乙は甲に対し請求書を発行するものとし、甲は求職者の入社した日の属する月を基準として、その翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むことで支払うものとします。尚、消費税、地方消費税、および振込手数料は甲の負担とします。

4. 甲は、乙への利用料の支払いが遅延した場合、乙に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条（返金）

1. 乙は、広告掲載型契約において、求職者の甲への入社を保証するものではないものとし、求職者が甲への入社に至らなかった場合においても、乙より甲へ利用料を返金することはないものとする。ただし、申込書記載のプレミアムプランにおいて、当該契約期間中に1名の採用もできなかった場合は、乙は甲に対して契約期間中1度に限り、広告掲載型契約の契約期間を1ヵ月間無償で延長するものとする。無償の延長利用については、契約期間最終日の乙営業時間終了時（ただし乙カレンダーによる平日に限る）までに、甲より乙へ書面または電子メールにて申し込むものとします。

2. 前項に記載する当該契約期間中の採用人数に虚偽があった場合、乙は期間延長を行わない、または延長した期間を取り消すものとし、延長した期間分の本サービス利用料を乙は甲へ請求できるものとし、甲はこれを乙へ支払う義務を負うものとします。

3. 乙は、採用課金型契約において、甲が採用し入社した求職者が、入社日を含め7日以内に退職となった場合、当該求職者の入社により発生した本サービス利用料が、甲より乙へ振込済みの場合、90%の金額を乙より甲へ返金するものとし、入社日を含め8日以上から31日以内に退職となった場合、当該求職者の入社により発生した本サービス利用料が、甲より乙へ振込済みの場合、50%の金額を乙より甲へ返金するものとします。尚、入金前の場合、本サービス利用料と返金額との差額を乙より甲へ請求するものとします。また、甲より乙への返金の申込は、当該求職者の退社日の翌日より31日間までを期限とします。尚、甲より乙へ返金申込を行う際に、退職の証明として当該求職者の退職届の写しの提出を、乙は甲へ求める事が出来るものとし、甲は乙からの求めに応じなければならないものとします。乙より甲への返金は、申し込みのあった月の翌月末までに、甲の指定する銀行口座へ振り込むことによって支払うものとし、振込手数料は乙の負担とします。

4. 前項に記載する返金申込において、乙への返金申し込みに誤りがあったとき、または虚偽の記載があったときは、乙は返金義務を負わないものとします。

第9条（内定・入社・不採用の報告義務）

1. 甲は、求職者の「内定」「入社」「不採用」を決定した場合、本サイトにおける求職者の「応募ステータス変更」をその時点の正確な情報へ変更を行うものとします。尚、契約期間終了後など、本サイト上にて応募ステータス変更が行えない場合、乙へ書面または電子メールにて報告するものとします。

2. 甲は、採用課金型契約において、乙より求職者に対する選考状況について回答を求められた場合、乙に対して14日以内に当該求職者の選考状況について回答を行うものとします。尚、14日経過しても甲よりの回答が得られなかった場合、乙は、甲が当該求職者を採用し

たものとみなし、本サービス利用料を甲へ請求できるものとし、甲は乙へ支払う義務を負うものとし、

3. 甲は、乙より要請を受けた場合、甲へ入社した求職者の雇用契約書および労働条件明示書など求職者の採用条件に関する書類を、乙に対し提出するものとし、

第10条（違約金）

1. 採用課金型契約において、甲が、以下の各号に該当する行為を行った場合、乙は甲に対して前条第2項に定める利用料の請求とは別に、以下各号に定める違約金を請求できるものとし、甲はその請求に対する支払いの義務を負うものとし、また、本項における回答は、第9条第2項を準用するものとし、

- (1) 求職者が内定または入社したにも関わらず、乙に対し虚偽の報告を行った場合、求職者入社における本サービス利用料の累計額と同額、またはその金額が250万円に満たない場合は250万円とします。
- (2) 採用した求職者の、雇用形態や保有資格を偽って回答した場合、乙料金表の属性に応じた本サービス利用料の累計額と同額、またはその金額が200万円に満たない場合は200万円とします。
- (3) 第6条5項の規定により、甲が乙への追加の利用料の支払義務を負うにもかかわらず、虚偽による支払い義務を免れようとした場合、本サービス追加利用料の累計額と同額、またはその金額が200万円に満たない場合は200万円とします。

第11条（継続勤務支援金）

1. 乙は、採用課金型契約により求職者が甲へ入社し、当該求職者が継続勤務支援金の申請を乙へ行い、かつ、入社より60日間在籍した場合、当該求職者に対して継続勤務支援金を支払うものとし、

2. 甲は、前項による乙からの当該求職者の在籍確認に対し、回答するものとし、

3. 甲が、乙に対し求職者の誤った入社または勤務状況を報告した結果、乙が当該求職者へ支払った継続勤務支援金が適切ではなかったと判明した場合、甲は、乙に対し、乙が当該求職者へ支払った継続勤務支援金と同額を乙へ支払うものとし、

第12条（求人情報掲載基準）

1. 甲は、本サービスにおいて、甲の責任において求人情報を掲載するものとし、

2. 甲は、本条第3項各号に該当する事由に基づき、乙が第三者から不利益や損害の発生を主張された場合、甲の費用と責任において、これを解決するものとし、

3. 甲は、以下に該当する求人情報を掲載してはならないものとし、また、乙は、以下に該当する求人情報は取り扱わず、乙の判断において求人情報の不掲載、または掲載された求人情報の取り下げを随時行えるものとし、

- (1) 法令に違反する募集情報、および実際の労働条件と相違する募集情報
- (2) 求職者の誤解、錯誤を招きやすい類似用語の使用
- (3) 事業内容、営業方法等が関連諸法規に違反している内容
- (4) 公衆衛生または公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報
- (5) 乙および第三者のプライバシーの侵害、または信用を侵害する内容
- (6) 乙および第三者を批判、誹謗、中傷する内容
- (7) 年齢、性別、人種、民族、宗教、思想、社会的身分、門地、本籍、出生地その他基本的人権の侵害や、就職差別を助長する内容
- (8) 特定の団体、個人にかかる政治・選挙に関する内容
- (9) 社会倫理または社会秩序に反すると認められる内容
- (10) 求職者に不利益を与える、または不利益を与える恐れのある内容
- (11) 求職者に対し、商品、材料、器具等の購入や講習会費、登録料の納入、金銭による出資や特定の教育施設などにおける経費を伴う受講などの経済的な負担を不当に要求し、またはそそのかす内容
- (12) ストライキまたは作業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報
- (13) その他、前各号に準じる内容、または乙が適当だと判断しない内容

第13条（募集条件表示基準）

1. 甲は、求人情報として取り扱うものには、以下のものとし、明確に区分・表示をして掲載しなければならない。

- (1) 通常の雇用関係となる人事募集（労働者派遣事業の派遣労働者の募集、有料職業紹介事業の求職者の募集を除く）
- (2) 業務委託（代理店・フランチャイズを含む）の受託者の募集

2. 業務委託の受託者の募集の場合は、それが「通常の雇用関係となる求人情報」と誤解、混同されるような表示をしてはならない。

第14条（掲載明示項目）

1. 甲は通常の雇用関係となる人員募集の場合、掲載明示項目として定める以下について具体的に表示し、募集職種毎に異なるものはそれぞれ別記しなければならないものとする。

- (1) 甲の正式名称（社名等）および所在地
- (2) 事業の内容
- (3) 募集雇用形態（雇用期間の定めの有無がわかること）
- (4) 募集職種名または職務内容
- (5) 応募資格（資格、経験、学歴など必要に応じて記載）
- (6) 就業の場所
- (7) 勤務時間・休憩時間・休日

(8) 賃金（試用期間中と試用期間後とで条件が異なる場合は、試用期間中の条件と期間を記載します。また、固定残業制の場合は、固定残業に相当する時間・手当金額・超過分を支払う旨を記載します。）

2. 甲は業務委託(代理店・フランチャイズを含む)、となる受託者募集の場合、掲載明示項目として定める以下について具体的に表示し、募集職種毎に異なるものはそれぞれ別記しなければならないものとする。

- (1) 募集にかかる業務内容および就業地域または場所
- (2) 必要とされる資格要件、受託時または受託後に費用負担がある場合はその費用、報酬については、固定報酬+歩合（出来高）制、完全歩合（完全出来高）制等の別。

第 15 条（記載明示促進項目）

甲は前条の他、掲載明示促進項目として定める以下の事項については、できるだけ具体的な表示に努めるものとする。

- (1) 資本金額
- (2) 創業、法人設立年
- (3) 従業員数（法人・事業所）
- (4) 適用される社会保険、労働保険
- (5) 昇給制度
- (6) 賞与制度
- (7) 定年制
- (8) 退職金制度
- (9) 通勤交通費
- (10) 福利厚生
- (11) 時間外勤務の状況（裁量労働制などの場合はその旨）
- (12) 手当の名称およびその金額
- (13) 有給休暇の取得状況
- (14) 育児休業の取得状況および取得後の復帰状況

第 16 条（本サービスの停止・終了等）

乙は、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、甲に事前に通知をすることなく本サービスを変更または一時停止・終了する事が出来るものとします。また、これにより甲に何らの不利益または損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスを提供するためのシステム定期保守・点検・更新ならびに緊急を要する事態が発生した場合
- (2) 突発的なシステムの故障や、ウィルス被害、火災、停電、地震、その他天変地異等の不可抗力、もしくはその他不測の事態により本サービスの提供が困難になった場合

(3) その他、乙が必要と判断した場合

第17条 (禁止事項)

1. 甲は、本サービスにおいて、次の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 重複、虚偽、または不正確な情報を、利用時に申告・提供する行為
- (2) 差別・暴力的・誹謗中傷・侮辱・脅迫する言動、またはそれに類する行為
- (3) 乙または第三者に対して、不利益を与える行為
- (4) 乙または第三者の財産・プライバシー・肖像権・名誉・著作権・商標権・その他知的所有権を侵害する行為
- (5) 営業活動、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする行為
- (6) 本サービスを通じて入手した情報を私的利用の範囲を超えて使用する行為
- (7) 本サービスの業務・運営を妨げ、または乙の信用を毀損するような行為
- (8) 法令、または公序良俗に反する行為、および犯罪的行為に結びつく、またはその恐れのある行為
- (9) 前各号に準じる行為、または求人情報に関係しないと乙が判断する行為

2. 乙は、前項に定める行為を行った甲に対して、本サービスの利用を停止し、利用することを拒否する権利を有するものとします。

第18条 (免責事項)

1. 乙は、本サービスにおけるデータが消去・変更されないことを保証しないものとします。
2. 乙は、本サービスに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、および第三者の権利の不侵害について、本契約においていかなる保証も行わないものとし、これらにより、甲に損害が生じた場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 乙は甲が、本サービスを利用できないことから生じる一切の損害について、また、本サービスを通じて第三者が提供するサービスが甲に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 乙は、乙の故意、または重大な過失による場合を除き、甲以外の者が甲に付与された個人認証情報を入手し、甲に損害が生じた場合においても一切の責任を負わないものとします。
5. 乙は、本サービスに関して、甲と第三者との間において生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。
6. 乙は、不可抗力(天災、地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、感染症・疫病の発生等)による甲に生じた被害、その他の損害について、一切の責任を負わないものとします。

第19条 (個人情報)

個人情報の取り扱いについては、乙が定める『プライバシーポリシー』をご確認ください。
乙は、これらの定めに基づき甲の個人情報を適正に取得、利用、提供および管理します。

第20条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと、そして反社会的勢力との関係を有していないことを保証するものとします。また、甲は、暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2. 甲が前項の規定に違反した場合には、乙は事前に通告することなく、本契約の解除、本サービス利用の停止、または登録を削除する等(以下、「本サービス利用停止等」という)の措置を講じることができるものとします。これにより甲に何らの不利益または損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

3. 前項の規定により、甲が本サービス利用停止等された場合には、甲は、本サービス利用停止等により生ずる損害について、乙に対し一切の請求を行う事ができないものとします。

第21条 (契約の解除)

1. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本契約に定める義務の履行を怠り、乙から相当の期間を定めた履行の催告がなされたにもかかわらず、当該相当期間内にこれを是正しないとき

(2) 手形交換所の取引停止処分があったとき

(3) 財産上の信用に関わる差押え、仮差押え、仮処分を受け、または競売、強制執行処分を受けたとき

(4) 破産、民事再生、会社更生、清算等の申立てがあったとき

(5) 営業を停止、または廃止したとき

(6) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき

(7) その他、本契約および個別契約を継続しがたい重大な事態が生じたとき

(8) 親会社または重要な子会社が上記(2)～(7)のいずれかに該当した場合

2. 乙が前項により本契約を解除した場合であっても、甲に対し乙の被った損害の賠償を請求することができるものとします。また、乙が前項により本契約を解除した場合においては、甲は本契約の残余期間中の料金を乙に支払うものとします。

3. 甲が、本条第1項各号に該当する場合、甲は本契約において乙に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、債務のすべてを直ちに乙に弁済しなければならない

ものとしてします。

第 22 条 （著作権等）

本サービスの著作権は乙に帰属し、甲は乙の事前の承諾なくして、いかなる形態においても本サービスの全部またはその一部について、複製、改変または第三者に対する提供、開示、使用の許諾、その他の処分を行うことはできないものとしてします。

第 23 条 （損害賠償）

1. 甲は、本契約に違反し、乙または第三者に損害を与えた場合、直接・間接を問わず、その一切の損害（間接損害、逸失利益を含む）を賠償する義務を負うものとしてします。
2. 乙は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスの利用により甲に生じた一切の損害に対し、賠償の義務を負わないものとしてします。

第 24 条 （分離条項）

本契約の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとしてします。

第 25 条 （協議）

本契約に定めのない事項、または各条項の解釈に疑義が生じた場合、信義に従い、乙と甲は、協議のうえ解決するものとしてします。

第 26 条 （準拠法および合意管轄）

本契約および本サービスに関する準拠法は日本法とし、本サービスおよび本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

第 1 条 （施行期日）

本契約約款は、2021 年 12 月 1 日より実施します。